



国民年金シリーズ

市民課保険年金係 ☎(25)1148

伊勢年金事務所 ☎0596(27)3601

障害年金の制度について お知らせします

障害基礎年金は、初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日)が国民年金に加入している間の病気やけがで、国民年金法で定める「障害等級」の1級または2級の障害が状態になったときに支給されます。また、60歳以上65歳未満のかたで、国内に住んでいる間に初診日のある病気やけがにより障害が状態になった場合や、20歳になる前の病気やけがにより障害が状態にあるかたが20歳になった場合にも障害基礎年金が支給されます。

障害基礎年金の受給額

平成27年4月からの年金額は、

1級 975,100円

2級 780,100円

となっており、障がいの程度(1級・2級)は病名によって決定されるものではなく、法令により定められた等級表によって決定されます。

また、18歳になる年度の末日までにある子(障がい者は20歳未満)がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

保険料納付要件

障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかを満たしている必要があります。

- ①初診日のある月の前々月までにおいて、公的年金加入期間の3分の2以上、保険料を納付または免除されている
- ②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がない

なお、初診日の後に保険料を納めたとしても、保険料納付要件を満たすことにはなりませんので注意してください。

障害基礎年金の受給申請

初診日が20歳前のかたは20歳に達したとき、また、初診日が20歳以降のかたは原則、初診日から1年6か月を経過したとき(障害認定日)に受給申請が可能となります。申請後は、日本年金機構で障がいの状態の認定や障害基礎年金の決定が行われます。

※障害年金は、眼や耳、手足などの障がいだけでなく、がんや糖尿病などの病気により長期療養が必要で、仕事や生活が著しく制限を受ける状態になったときなども含まれます。

「新成人のみなさんへ」 20歳になったら国民年金

「ご成人おめでとうございませう。20歳を迎えるときさまざまな権利とともに義務も生まれてきます。国民年金に加入することもその一つです。」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。また、年金制度は老後の収入保障だけではなく、病気やケガで障がいが残ったときや加入者が亡くなられたときにも年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。「あのときに…」と後悔する前に、必ず国民年金の加入手続きをしましょう。
加入手続き 学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になったら手続きが必要です。市役所で直接手続きをしてください。
サラリーマンや公務員など

の第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者(第3号被保険者)のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、市役所での手続きは必要ありません。

保険料の猶予・免除

所得が少ないため、国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。

学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

これらの申請を行わず、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間(25年間)を満たせず、年金を受け取ることができなくなったり、納付の要件を満たせず、万が一の時の障害年金・遺族年金を受給できなくなったりすることがあります。納付が困難な場合には、必ず手続きをしましょう。

